

## 前払金及び中間前払金の支払い要件等の変更について

聖籠町建設工事基準約款の改正並びに県内市町村の前払金等の運用状況を踏まえ、建設工事にかかる前払金及び中間前払金の支払い要件等を平成30年4月1日付けで変更しました。

今回変更の主な内容は、前払金限度額（7,000万円）の撤廃、対象工事の「工期150日以上」撤廃、前払金の用途拡大、手続きの簡素化などとなっています。

なお、従来の聖籠町建設工事前払金実施要綱は平成30年3月31日をもって廃止されています。

変更後の制度概要は以下のとおりです。

### 前払金及び中間前払金について

平成30年4月1日改訂

#### 前払金について

##### ■前払金とは

受注者は、請負金額が300万円以上の工事について、保証事業会社の保証証書を発注者に寄託して、請負金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができます。

※前払金限度額7,000万円が撤廃されました。

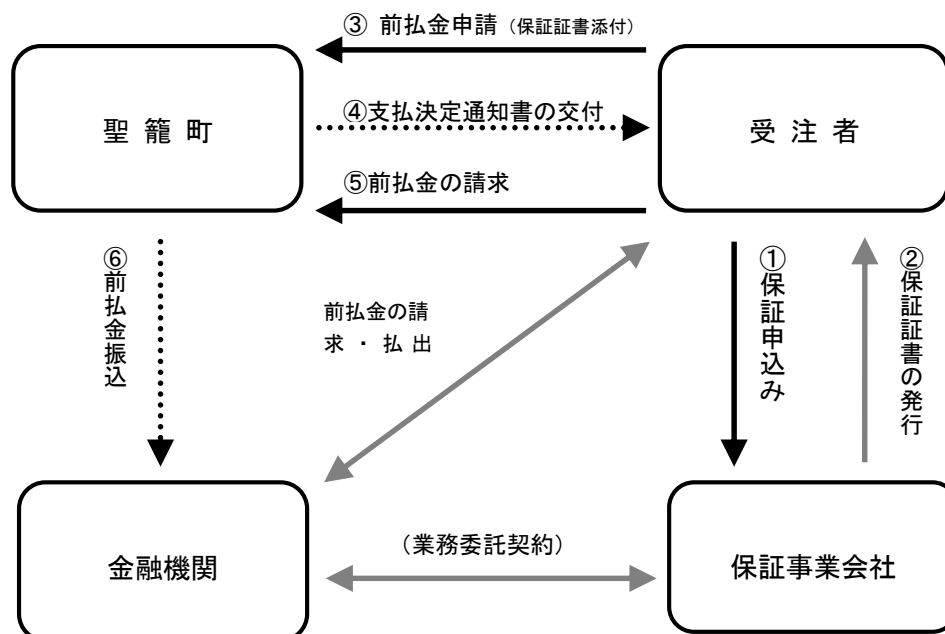
※前払金の用途を現場管理費及び一般管理費にも拡大し、前払金額の25%を上限に充当できることとなりました。

##### ■申請方法

申請を行う場合は次の書類を用意して工事発注課に提出して下さい。

- 1 前払金申請書（別記様式第1号）
- 2 保証事業会社の保証書
- 3 施工体制台帳

##### ■手続きの流れ



① 保証申込み

受注者は、保証事業会社へ前払金保証の申込みをしてください。

② 保証証書の発行

受注者は、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、保証証書の発行を受けてください。

③ 申請書提出

受注者は、前払金を請求しようとするときは、工事発注課に前払金申請書(保証証書添付)を提出してください。

④ 決定通知

申請内容を調査し、その結果、支払い要件を満たしている場合は、前払金支払決定通知書を交付します。

⑤ 前払金の請求

受注者は支払決定通知書の交付を受けた後、工事発注課に前払金請求書(任意様式)を提出してください。

⑥ 前払金の振込

受注者から前払金の請求を受けた後、14日以内に受注者の指定する金融機関に前払金の振込みを行います。

## 中間前払金について

### ■中間前払金とは

前払金(請負金額の40%以内)の支払いを受けた後、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合、保証事業会社の保証を条件に請負金額の20%以内を追加して請求できる制度です。前払金と中間前払金の合計額が請負金額の60%以内まで支払いを受けることができます。

ただし、部分払いとの併用はできませんので、どちらか選択する必要があります。

なお、中間前払金は部分払いに比べて、手続きが簡素化、迅速化され、工事代金の支払いまでの期間が短縮されます。

### ■支払条件

中間前払金の支払いを受けるためには、次の条件を全て満たすことが必要です。

- 1 請負金額が300万円以上の土木建築工事であること。
- 2 前払金の支払いを受けていること。
- 3 工期の2分の1を経過していること。
- 4 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。
- 5 既に行われた作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- 6 保証事業会社の保証(中間前払金保証)を受けることができること。

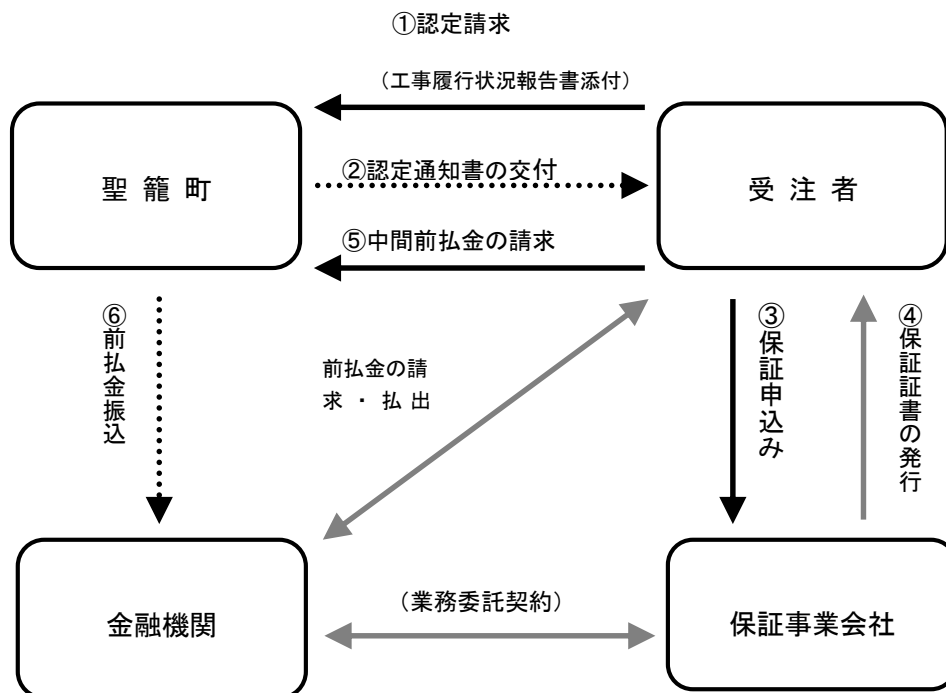
※対象工事の要件である工期150日以上が削除されました。

### ■申請方法

申請を行う場合は次の書類を用意して工事発注課に提出して下さい。

- 1 中間前払金認定請求書(別記様式第3号)
- 2 工事履行状況報告書(別記様式第4号)
- 3 保証事業会社の中間前払金保証書

※従来の提出書類のうち「工事の進捗状況を表示した工程表」、「出来高調書」、「出来高写真」は省略されました。



#### ① 認定請求

受注者は、中間前払金を請求しようとするときは、工事発注課に中間前払金認定請求書を提出してください。

#### ② 認定通知

認定請求の内容を調査し、その結果、支払い要件を満たしている場合は、中間前払金認定通知書を交付します。

#### ③ 保証申込み

受注者は、中間前払金認定通知書を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みをしてください。

#### ④ 保証証書の発行

受注者は、聖籠町から交付を受けた中間前払金認定通知書により、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を受けてください。

#### ⑤ 中間前払金の請求

受注者は、請求書（別記様式第6号）に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、工事発注課に提出してください。

#### ⑥ 中間前払金の振込み

受注者から中間前払金の請求を受けた後、請求を受けた日から起算して14日以内に受注者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。

#### 《各種様式》

- 1 前払金申請書(別記様式第1号)
- 2 中間前払金認定請求書(別記様式第3号)
- 3 工事履行状況報告書(別記様式第4号)
- 4 中間前払金請求書

#### 《問い合わせ》

聖籠町役場 総合政策課 財政係

TEL 0254-27-2111

FAX 0254-27-2119

E-mail [sousei@town.seiro.niigata.jp](mailto:sousei@town.seiro.niigata.jp)